

塩谷町教育委員会要綱第1号

塩谷町学校再編審議会設置要綱を次のように定める。

令和7年4月25日

塩谷町教育長 斎藤 智之



塩谷町学校再編審議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、塩谷町学校再編審議会（以下「審議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 塩谷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、塩谷町小・中学校の再編について調査・検討し、児童及び生徒にとって望ましい塩谷町学校設置基本計画（以下「基本計画」）を作成するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 審議会は、各号に掲げる事項について、教育委員会に提言する。

- (1) 基本計画に係る必要な事項に関すること
- (2) 前号に定めるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

第4条 審議会は、16名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会代表
- (3) 保護者代表
- (4) 学校関係者
- (5) 自治組織代表
- (6) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱された日からその年度の3月31日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じ補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長が指名したものをもってあて、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代行する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理をする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和年7年4月25日から施行する。